

「あいりっすん」のキャラクター・ロゴの利用手引き (申請者向け)

作成日：平成26年 5月20日

更新日：平成27年 3月13日

作成元：渋谷区 区民部 商工観光課

1 「あいりっすん」について

- ハナショウブの妖精
- 性別・性格
優しい女の子
- 住んでいるところ
代々木の森
- 好きなこと
お花の水やり、お化粧すること（アイメイクもばっちりでかわいいでしょ?）
- 将来の夢
いとこのあやめちゃんと原宿にアクセサリーのお店を開くこと
- 素顔の「あいりっすん」とメイク後の「あいりっすん」



2 「あいりっすん」の誕生まで

渋谷区では、区制施行80周年を記念して平成24年7月25日から9月28日まで渋谷区PRキャラクターを募集しました。渋谷区PRキャラクター制定検討会を設置し、デザインや広告制作などに優れた識見を有する4人にアドバイザーとして助言をもらい選考しました。

1, 547点の公募作品の中には大人やプロの作品もたくさんありましたが、その中から区

立小学校3年生の作品が選ばれ、平成25年3月に「あいりっすん」が誕生しました。

制定検討会アドバイザー（順不同、敬称略）

- ・ 箭内道彦（クリエイティブディレクター）
- ・ 永谷亜矢子（よしもとクリエイティブエージェンシー プロデューサー）
- ・ 大沼久美子（文化ファッションインキュベーションゼネラルマネージャー）
- ・ きゃりーぱみゅぱみゅ（モデル、歌手、原宿カワイイ大使）

なお、P1の可憐なアイメーク（右側のキャラクター）は、増田セバスチャンさんに施していただいています。

3 正式名称「あいりっすん」について

区の花ハナショウブの英語「アイリス」が基になっています。

4 利用の申請について

「あいりっすん」のキャラクターやロゴ（以下「キャラクター等」という。）を利用するためには、利用する方からの事前の申請により、デザインチェックや区の承認を得ることが必要です。

「販売を目的とした商品」への利用の有無に係らず、区への手続に入る前に、「あいりっすん事務局」（下記参照）へ必要書類をご提出いただき、デザインチェックを受けてください。

【ご提出先】

～渋谷区の妖精～ あいりっすん事務局
アソビシステム株式会社 渋谷区PRキャラクター事業受託者
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前3-29-3
電話：03-5413-5947
お問い合わせ時間：平日 11時から17時まで
公式サイト：<http://irissn.jp/>

【提出書類】

色調等を確認するため、カラーで出力できる（された）資料が必要です。

提出方法は、原則 E-mail でお願いします（郵送での提出も可。）。

- 1 事前申請シート：所定の様式有、公式サイトからダウンロード可
- 2 企画書、見本等：任意の様式

※キャラクター等のデザインを修正した場合は、その画像データもご提供ください。

(1) 「販売を目的とした商品」にキャラクター等を利用する場合

「あいりっすん事務局」のデザインチェックが終わりましたら（デザインチェックの終了は、電話又は E-mail でお知らせします。）、次の資料を区へ提出してください。

例えば、「販売を目的とした商品」の例は、次のようなものが該当します。

- 「あいりっすん」のキーホルダーを作って、販売する。
- 販売する商品のパッケージに、「あいりっすん」のキャラクターを入れる。
- 「あいりっすん」をかたどったお菓子を作って、販売する。

【ご提出先】

〒150-8010 東京都渋谷区宇田川町1番1号
渋谷区役所 区民部 商工観光課 商工観光係 宛て

【提出書類】（提出は、郵送又は持参）

- ①「申請書」：所定の様式有、公式サイトからダウンロード可
・印鑑の押印が必要です。
- ②「事前申請シート」：所定の様式有
・変更がない場合は、デザインチェック時の資料を提出してください。
- ③企画書、見本等：任意の様式
・製作物は、レイアウト、スケッチ、写真、原稿等により、製作物のサイズやキャラクター等を配置する位置を含め、見本が確認できるものをご提出ください。
・変更がない場合は、デザインチェック時の資料を提出してください。
・キャラクター等のデザインを修正した場合は、その画像データもご提供ください。
- ④申請者の概要書：任意の様式
・申請者（企業や団体等）の事業内容を紹介する既存のパンフレットやホームページの「写し（コピー）」でも構いません。

なお、食品に利用する場合は、次の書類も併せて提出してください。

- ④販売もしくは製造に係る保健所の営業許可証の「写し（コピー）」
- ⑤製造または販売する店舗一覧：任意の様式

別記第1号様式（第2条関係）

渋谷区PRキャラクター等利用申請書

年 月 日

渋谷区 長 殿

申請者 住所（所在地）
氏名（名称） 印
代表者の氏名
連絡先

渋谷区PRキャラクター「あいりっすん」キャラクター等の利用を下記のとおり申請します。

記

利用対象物	
利用目的	
利用方法	
利用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
利用数・製作数	
連絡先	（担当者）
	（連絡先）

※添付書類
①企画書、見本等（レイアウト、スケッチ、原稿等）
②申請者の概要書
③その他参考資料

+

「事前申請シート」

企画書、見本等
※キャラクター等のデザインを修正した場合は、その画像データもご提供ください。

申請者の概要書
※事業内容を紹介する既存のパンフレットやホームページの写し等で結構です。

※新聞や雑誌等において、「実写の写真」をイベント内容の周知など広報の目的で利用する場合は、申請不要です。

※正式な申請書は印鑑の押印が必要であるため、E-mailでの提出はできませんが、事前に相談するための書類であれば、E-mailで送信いただいても結構です。

(2) 「販売を目的としないもの」にキャラクター等を利用する場合

「あいりっすん事務局」のデザインチェックが終わりましたら、基本的には、追加の提出書類は不要です。

例えば、「販売を目的としないもの」への利用例は、次のようなものが該当します。

- イベントをPRするためのポスターに、「あいりっすん」のキャラクターを入れる。
- イベントの来場者・参加者等に対し、「あいりっすん」のノベルティを無料配布する。
- 「あいりっすん」のぬいぐるみを製作し、店頭などに配置（非売品）する。

5 利用の承認について

区において、提出された書類をもとに審査し、利用承認の可否を決定します。

なお、キャラクター等の利用が次のいずれかに該当すると認められるときは、利用を承認することができません。

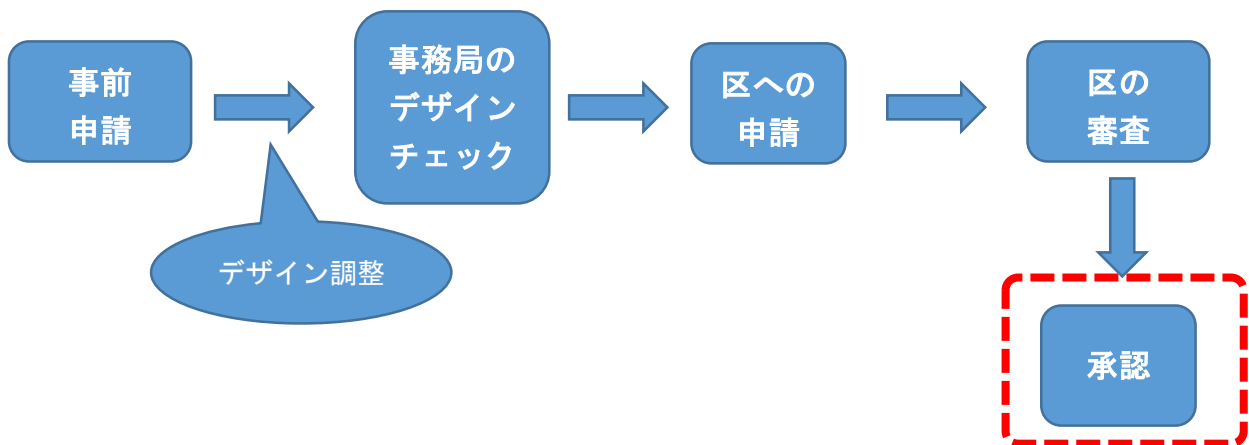
- ① 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- ② 区の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。

- ③ 「あいりっすん」のイメージを損なうおそれがあるとき。
- ④ 特定の個人、企業、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
※後述の「10 キャラクター等の利用上の留意点について」を参照。
- ⑤ 立体物で、その表現がキャラクター等の立体物と認められないとき。
- ⑥ 不当な利益を得るために利用されるおそれがあるとき。
- ⑦ キャラクター等の著しい変形その他キャラクター等の利用が適当でないとき。
- ⑧ その他区長が利用について不適当と認めたとき。

(1) 「販売を目的とした商品」にキャラクター等を利用する場合

区から申請者に対し、「承認通知書」(不承認の場合は、「不承認通知書」)により、利用の可否を郵送で通知します。

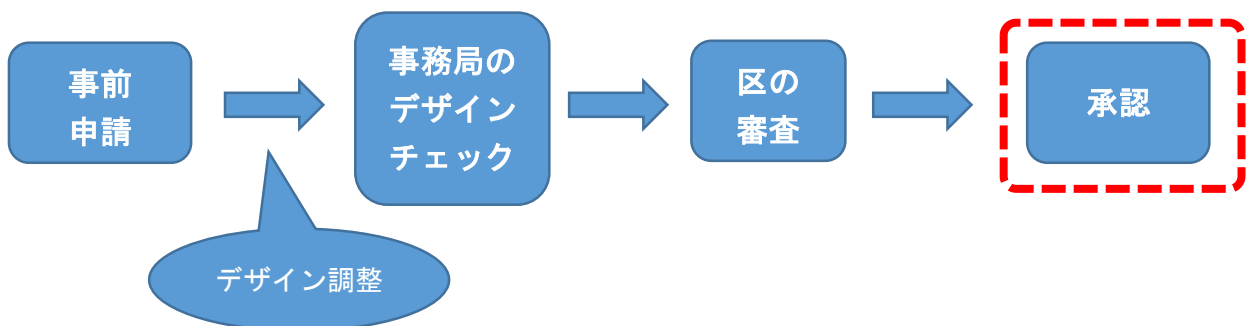
なお、承認までには、「申請書」の到達日から1週間～2週間程度(目安)が必要です。



(2) 「販売を目的としないもの」にキャラクター等を利用する場合

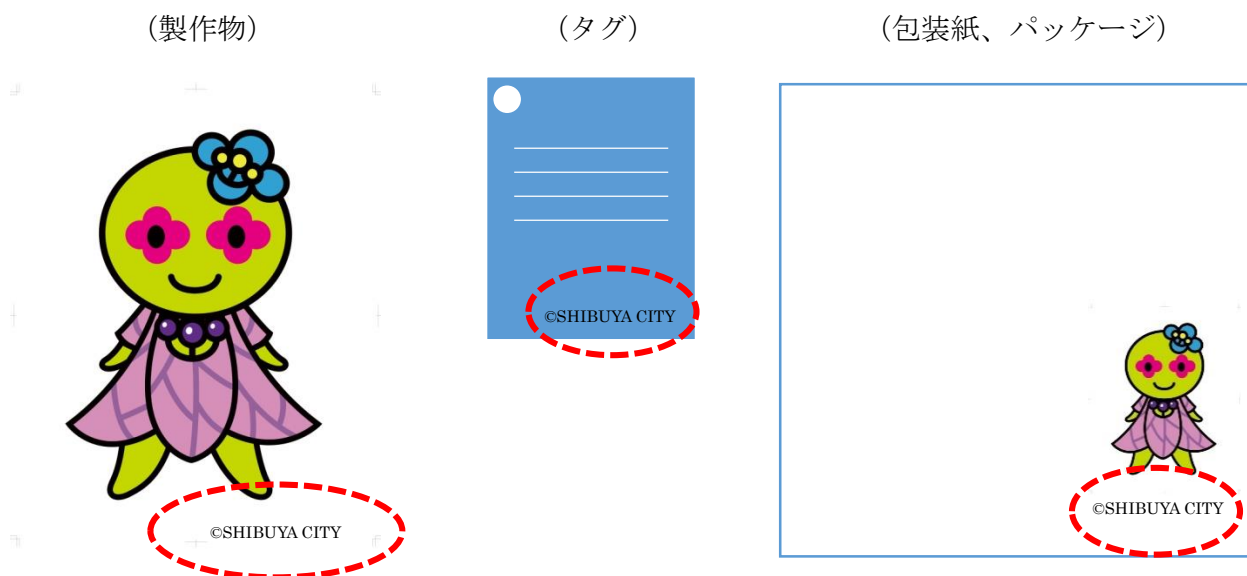
区から申請者に対し、承認の可否を郵送で通知します。

なお、承認までには、「デザインチェック」の終了日から、1週間程度(目安)が必要です。



6 著作権の表記

利用承認を受けた製作物には、区の著作権表記（©SHIBUYA CITY）を行ってください。
下記は表記の例です。



なお、パンフレットやリーフレットなどの印刷物で、複数個所に、キャラクター等を使用する場合は、キャラクター等を使用する最初のページなど、代表的な部分に、著作権表記を行ってください（代表的な部分に著作権表記をいただければ、全てのキャラクターに著作権表記を行わなくても結構です。）。

7 利用承認を受けた後、利用する内容等を変更したい場合について

利用承認を受けた後、利用する内容（利用する製作物、利用する期間、キャラクター等のデザイン（利用する種類の追加を含む。）、製作数量（軽微な変更は除く。）、販売価格（軽微な変更は除く。）など）を変更したい場合は、事前の変更申請による承認を得ることが必要です。

なお、変更申請の際も、新規の申請時と同様に、区への手続に入る前に、「あいりっすん事務局」へ必要書類（「事前申請シート」、「(変更予定の) 企画書、見本等」）をご提出いただき、デザインチェックを受けてください。

変更申請にあたり、「あいりっすん事務局」のデザインチェック終了後、区へ提出していただく必要な書類は、次ページのとおりです。

- ・変更申請書（印鑑の押印要）（所定の様式有）
- ・変更予定の企画書、見本等
 - ※製作物は、レイアウト、スケッチ、写真、原稿等により、キャラクター等を配置する位置を含め、見本が確認できるものをご提出ください。
 - ※キャラクター等のデザインは、画像データでもご提供ください。
- ・利用承認通知書（区が利用承認する際に交付する書類）の「写し」（コピー）

別記第4号様式（第8条関係）

渋谷区PRキャラクター等利用変更承認申請書

年 月 日

渋谷区長 殿

申請者 住所（所在地）
氏名（名称）
代表者の氏名
連絡先

印

渋谷区PRキャラクター「あいりっすん」キャラクター等の利用を下記のとおり変更したいので申請します。

記

変更内容	(変更後)
	(変更前)
変更理由	
連絡先	(担当者)
	(連絡先)

※添付書類
①企画書、見本等（レイアウト、スケッチ、原稿等）
②渋谷区PRキャラクター等利用承認通知書の写し
③その他参考資料

+

「事前申請シート」

（変更後の）企画書、見本等
※キャラクター等のデザインを修正した場合は、その画像データもご提供ください。

利用承認通知書のコピー
※利用を承認した際に、区が送付した書類のコピー。

8 キャラクター等の利用料について

キャラクター等の利用料は、無料です。

9 キャラクター等を利用する際に守っていただきたい事項について

- (1) 承認された用途のみに利用すること。
- (2) 裏返し、規格外の展開、一部使用等の応用利用をしないこと。
- (3) 著作権表記を行うこと（前述の「6 著作権の表記について」を参照）。
- (4) 第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (5) （区が、利用承認の際に利用条件を加えている場合は）利用条件に従うこと。

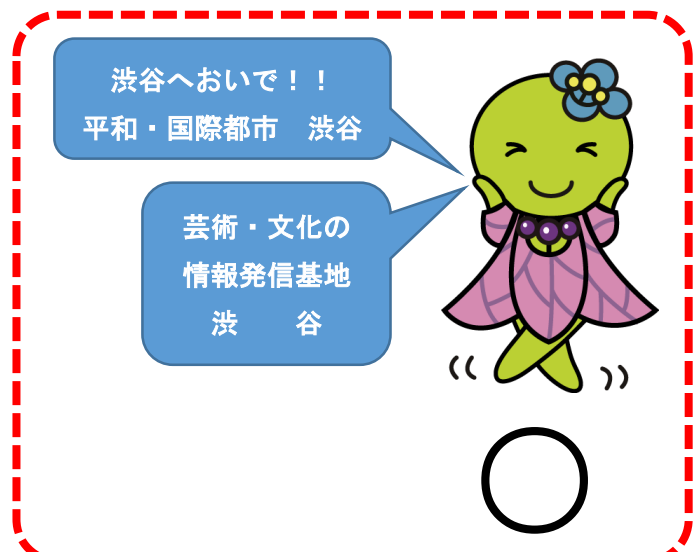
なお、これらの事項を守っていただけない場合は、利用承認を取り消す場合があります。

10 キャラクター等の利用上の留意点について

- (1) キャラクター等を利用した商品等の欠点・欠陥により第三者（消費者等）に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、区に迷惑を及ぼさないよう、適切に対処してください。これらの損害に対して、区は、一切の責任を負いません。
- (2) キャラクター等の利用に際して、故意又は過失により区に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を、区に対して賠償していただくこととなります。
- (3) 前述の「9 キャラクター等を利用する際に守っていただきたい事項」を守っていただけないことで、区が利用承認を取り消した場合、それによって、利用者が被った損害や利用者が第三者に対して与えた損害に対して、区は、一切の責任を負いません。
- (4) 利用承認は、独占してキャラクター等を利用する権利を与えたり、利用者や（利用者が作成した）商品等に対して、推奨するものではありません（後述の「11 利用の非独占性について」を参照）。
- (5) 「特定の個人、企業、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与えない」ように、中立公平な利用に心掛けてください。

上記(5)の「特定の個人、企業、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与えない」ための制限事項には、主に、次のようなものがあります。

- 「あいりっすん」の身体に特定の個人名、企業名、団体名、商品名等（以下「特定の名称」という。）を入れられないこと、また、かぶせないこと。
- 「あいりっすん」に特定の名称が記載されたモノを持たせないこと。
- 「あいりっすん」の吹き出しに、特定の名称を入れられないこと。
- 「あいりっすん」が特定の名称をゆびさしたり、お勧めするような表現は使わないこと。



1 1 利用の非独占性について

区の魅力や地域の特性をPRすることを目的に、キャラクター等は幅広い方々にご利用いただけるようにしています。

利用承認は、区が著作権を有する「あいりっすん」のキャラクター等を使用することを許可するものであり、利用承認を受けた方に、「あいりっすん」に係る商標権等の権利を発生させるものではありません。

1 2 利用状況の確認について

利用者は、キャラクター等を利用した製作物の作成が完了したのち、作成後の製作物を撮影した写真（全体が分かる写真を1枚）の画像データをE-mailによりご提供ください。

また、区から要望があった場合は、利用実態の報告や現物（見本）の提供にご協力いただくこととなりますので予め、ご了承ください。

〈画像データ等のご提出先〉

※郵送等に係る費用は利用者においてご負担ください。

〒150-8010 東京都渋谷区宇田川町1番1号

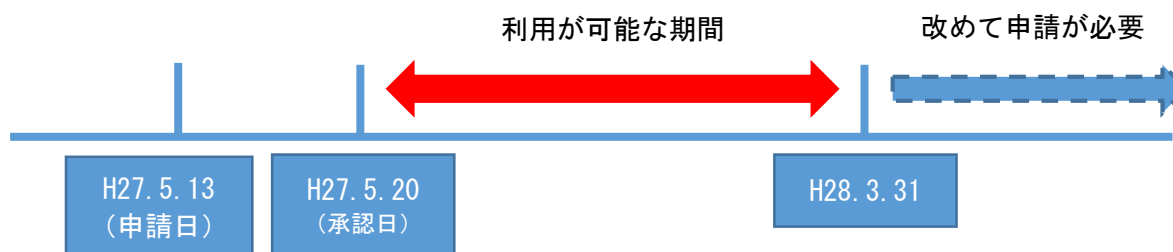
渋谷区役所 区民部 商工観光課 商工観光係

E-mail : syoko@city.shibuya.tokyo.jp

1 3 利用承認の期間について

利用承認の期間は、「承認を受けた日から当該日の属する年度の末日」までです。

(例：平成27年5月20日に利用承認を受けた場合は「平成28年3月31日まで」です。)



※ただし、利用承認の期間を経過した後であっても、製作物の在庫が残っているときは、在庫がなくなるまでの期間は、そのまま利用することができます。